

香川県立図書館借受資料複写業務取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、図書館間協力における現物貸借で借り受けた資料（以下「借受資料」という。）の複写に関し必要な事項を定めるものとする。

(複写)

第2条 複写とは、香川県立図書館（以下「図書館」という。）が複写機を用いて複製することをいう。

(ガイドラインの適用)

第3条 図書館は、借受資料の複写にあたっては、図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン（平成18年1月1日 社団法人日本図書館協会、国公私立大学図書館協力委員会、全国公共図書館協議会策定）に従うものとする。

(複写できる資料)

第4条 図書館は、借受資料について、当該資料の借用を申し込んだ利用者から複写の申込みを受けたときは、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第1号に該当する場合に限り、その一部または全部を複写するものとする。ただし、次の各号の場合については、複写することができない。

- (1) 図書館が借受資料を複製することを、貸出館が明示的に禁止している場合
- (2) 貸出館が著作権法第31条により例外的に無許諾で複製を作成することができる図書館ではない場合
- (3) 図書以外の資料
- (4) その他館長が複写を不相当と認めた資料

(複写の申込み)

第5条 複写を希望する利用者は、香川県立図書館資料複写業務取扱要項第4条第1項に定める資料複写申込書（以下「申込書」という。）により申し込むものとする。

2 図書館は、申込書に借受資料の複写であることを付記するものとする。

(準用)

第6条 香川県立図書館資料複写業務取扱要項第5条から第8条までの規定は、借受資料の複写について準用する。この場合において、「図書館が所蔵する資料」を「借受資料」と読み替える。

(国会図書館等からの借受資料の複写)

第7条 借受館の職員が複写作業を行うこととされている借受資料の複写については、図書館職員（委託先職員を含む）が行うものとする。

(電子情報処理組織を使用して行う手続きの特例)

第8条 第5条の規定による申請又は届出については、電子情報処理組織（教育委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請又は届出については、香川県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年教育委員会規則第25号）の規程の例による。

(特例)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は館長が定める。

附 則

この要項は、平成18年3月28日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年12月1日から施行する。